

質問 8-4 計画高水位以上では河川管理者には責任はないかもしれませんが、災害対策基本法上、各府県知事は計画高水位を超える洪水に対しても、住民の命を守る責務があります。河川管理者としてどのように考えているのでしょうか。

(回答)

- 災害対策基本法第3条において、国の責務が規定されており、「国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することにかんがみ、組織及び機能のすべてをあげて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する」とされています。
- また、同法同条第2項において、「国は、前項の責務を遂行するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の基本となるべき計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施の推進とその総合調整を行い、及び災害にかかる経費負担の適正化を図らなければならない。」とされています。
- 一方、同法第4条において、都道府県の責務が規定されており、「都道府県は、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責任を有する。」とされている。
- このように、災害対策基本法上は、国と都道府県は、その範囲が違っただけで、それぞれが国民(住民)の生命、身体及び財産を災害から保護するための責務を有しています。

※本質問は、平成20年8月25日に開催された滋賀県議会「琵琶湖淀川水系問題対策特別委員会」において、滋賀県から寄せられた質問に対して近畿地方整備局から回答した内容を中心に整理したものです。なお、現在は時点更新も含め内容を精査しており、最新の情報ではない場合があります。